

各位

一般社団法人発明推進協会

工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕正誤表

以下のとおり本書に誤記がございました。関係各位にご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。なお、今後、新たな誤記が見つかった場合、正誤表を随時更新してまいります。

本件のお問い合わせ：一般社団法人発明推進協会 出版チーム 原澤幸伸（Tel.03-3502-5433/y-harasawa@jiii.or.jp）

訂正日	該当頁	正	誤
2022.10.20	60 〔趣旨〕 3行	優先権の主張の補正ができる期間は、特許法条約に基づく規則（特許法条約に基づく規則一四規則(3)は、優先権の主張の補正又は追加ができる期間は、 PCT に基づく規則（26の2.1）に規定する期間より短くないものとする旨を規定している。）	優先権の主張の補正ができる期間は、特許法条約に基づく規則（特許法条約に基づく規則一四規則(3)は、優先権の主張の補正又は追加ができる期間は、 PLT に基づく規則（26の2.1）に規定する期間より短くないものとする旨を規定している。）
2022.10.20	196 13行	なお、本項において「最初の査定」としたのは、審判から審査へ差し戻されて再び拒絶査定がされる場合もあるので（ 一六〇 条）、このような場合を含まない趣旨を明確にするためである。	なお、本項において「最初の査定」としたのは、審判から審査へ差し戻されて再び拒絶査定がされる場合もあるので（ 一〇六 条）、このような場合を含まない趣旨を明確にするためである。
2022.10.20	202 2～9行	四号は、 実用新案登録 無効審判の請求に伴う実用新案登録に基づく特許出願の制限について規定する。 実用新案登録 無効審判の審理において、ある技術の実用新案権の有効性の判断が可能なところまで審理が進んだ段階で、同一の技術について新たな特許出願が行われると、審理を進めてきた請求人の負担が無に帰する可能性がある。また、審理が進んだ段階で実用新案登録に基づく特許出願が行われ、その特許権が設定された場合に、当該特許権について特許無効審判の請求がなされると、同一の技術について、審理が二重に行われることになる。したがって、実用新案登録 無効 審判の請求があった場合、最初に指定された答弁書提出可能期間経過後は、その実用新案登録に基づく特許出願を行うことができないこととしたものである。なお、「最初に指定された」とは、複数の 実用新案登録 無効審判各々の最初の指定という意味ではなく、複数の 実用新案登録 無効審判全てを通じて最初の指定であることを意味している。	四号は、 特許 無効審判の請求に伴う実用新案登録に基づく特許出願の制限について規定する。 特許 無効審判の審理において、ある技術の実用新案権の有効性の判断が可能なところまで審理が進んだ段階で、同一の技術について新たな特許出願が行われると、審理を進めてきた請求人の負担が無に帰する可能性がある。また、審理が進んだ段階で実用新案登録に基づく特許出願が行われ、その特許権が設定された場合に、当該特許権について特許無効審判の請求がなされると、同一の技術について、審理が二重に行われることになる。したがって、実用新案登録 に対する 無効審判の請求があった場合、最初に指定された答弁書提出可能期間経過後は、その実用新案登録に基づく特許出願を行うことができないこととしたものである。なお、「最初に指定された」とは、複数の 特許 無効審判各々の最初の指定という意味ではなく、複数の 特許 無効審判全てを通じて最初の指定であることを意味している。